

バイオ燃料製造設備に係る特例

《固定資産税》

【課題】

バイオ燃料の製造には、以下のような課題が存在します。

- ①原料となるバイオマス資源の供給が不安定かつ生産・収集・運搬に係るコストが高い
- ②バイオ燃料製造コストが高い 等

【目的】

バイオ燃料の製造設備に係る固定資産税の軽減を図ることで、バイオ燃料製造事業への参入を促進し、バイオ燃料の安定的・継続的生産を図ります。

【税制措置の内容】

○法律

地方税法附則第15条第18項

○特例の対象者

「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」に基づき、生産製造連携事業計画の認定を受けたバイオ燃料製造設備を新設するバイオ燃料製造業者

○特例の内容

「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」に基づき、「認定生産製造連携事業計画」に従って、以下のバイオ燃料製造設備を新設した場合、**固定資産税の課税標準を、括弧内の率を掛けた額**に3年間軽減します。

○特例の対象施設

バイオエタノール
(2/3)

バイオディーゼル燃料※1
(2/3)

ガス(メタン、木質)
(1/2)

木質固形燃料※2
(3/4)

○特例の適用期限

※1 中小事業者等が取得したものに限定 ※2 中小事業者等及び農業協同組合等が取得したものに限定

本税制措置の適用期限は、令和8年3月31日です。

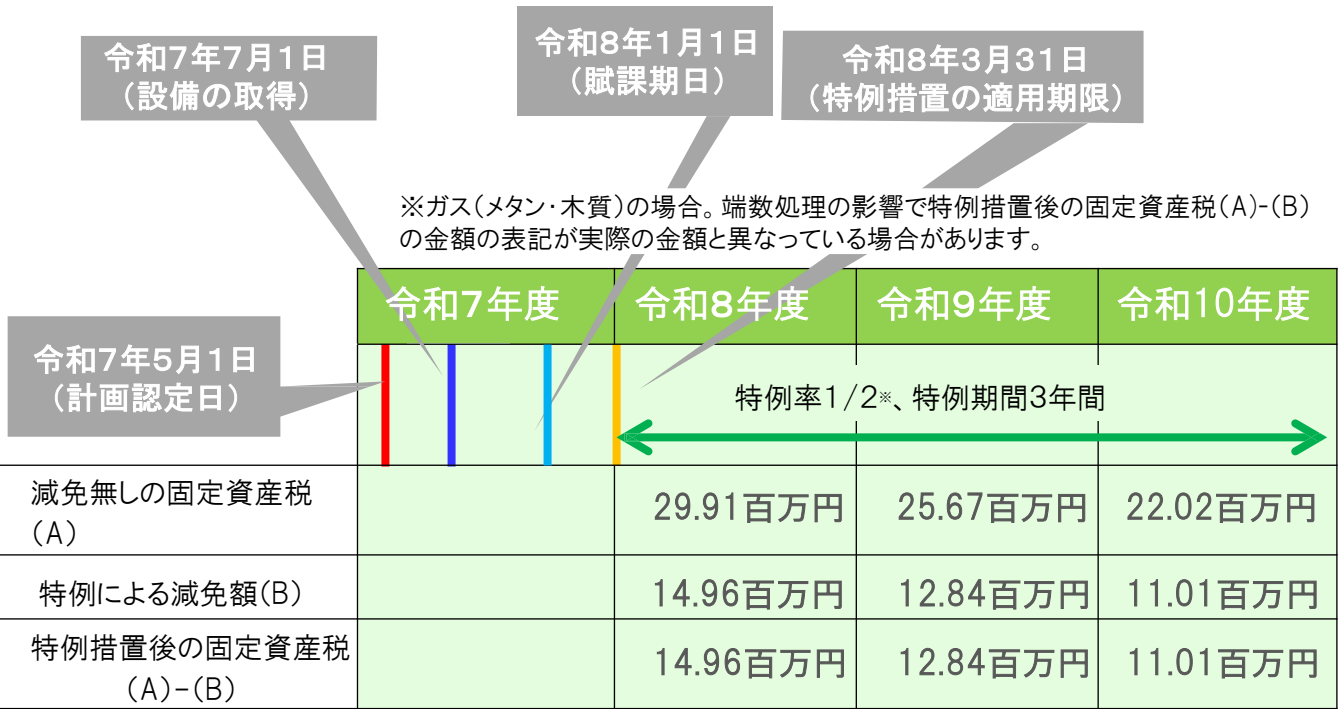
【固定資産税の免税措置を受けるまでの手続きについて】

- ①農林漁業バイオ燃料法に基づき「生産製造連携事業計画」を作成し、主務大臣（農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣（原料が廃棄物である場合））へ申請を行います。
- ②主務大臣の「生産製造連携事業計画」の認定を受けます。
- ③「認定生産製造連携事業計画」に基づき、対象となるバイオ燃料製造設備を取得して下さい。（固定資産税の賦課期日は、毎年1月1日です。）
- ④取得したバイオ燃料製造設備について、「償却資産申告書」等を翌年1月末の申告期限までに市町村へ提出して下さい。

※生産製造連携事業計画…バイオ燃料製造に際し、農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が原材料生産と燃料製造に取り組む計画を共同で作成し、国（主務大臣）の認定を受けた計画です。詳しくは、<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/bio/nenryoho/index.html> をご参照ください。

【固定資産税の免税措置の具体例】

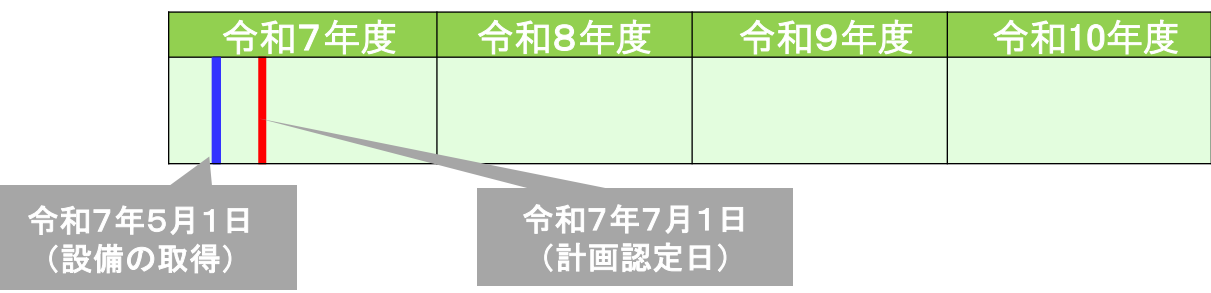
○令和7年5月に生産製造連携事業計画の認定を受け、同年7月に設備を取得した場合。（設備取得価格23億円、耐用年数15年、減価率0.142、税率1.4%）



＜減免無しの固定資産税＞
8年度 2,300百万円(設備取得価格) × (1－0.142/2) × 1.4%＝29.91百万円
9年度 2,137百万円(1年目の課税標準額) × (1－0.142) × 1.4%＝25.67百万円
10年度 1,833百万円(2年目の課税標準額) × (1－0.142) × 1.4%＝22.02百万円
※実際の計算と異なる場合があります。
個別のケースについては、各市町村税務担当課にご確認をお願いいたします。

【税制措置を受けられない例】

○令和7年5月に設備を取得し、同年7月に生産製造連携事業計画の認定を受けた場合。
「生産製造連携事業計画」の認定よりも前に、バイオ燃料製造設備を取得した場合は、対象になりません。



担当部署 お問い合わせ先	農林水産省 大臣官房環境バイオマス政策課バイオ燃料班 (代表)03－3502－8111(内線4317) (直通)03－6738－6479
-----------------	---